

議会基本条例策定特別委員会会議録

1. 日 時 平成20年12月24日(水) 午前9時開議
2. 場 所 第1・2委員会室
3. 出席委員
委員長 松 野 豊
副委員長 藤 井 俊 行
委 員 酒 井 睦 夫
" 戸 部 源 房
" 乾 紳 一 郎
" 高 橋 ミ ツ 子
" 田 中 人 実
4. 欠席委員 田 中 美 恵 子
伊 藤 實
5. 委員外議員 馬 場 征 興 議長
6. 傍聴議員 関 口 和 恵
7. 出席事務局員
事 務 局 長 秋 山 純
事 務 局 次 長 倉 田 繁 夫
主 査 竹 内 繁 教
8. 参考人
早稲田大学マニフェスト研究所 研究員 草 間 剛
9. 協議事項

(1) 議会基本条例成文(案)について

(2) 今後のスケジュール確認

開会 午前 9時08分

松野豊委員長 ただいまより第18回議会基本条例策定特別委員会を開会します。

本日の出席を御報告いたします。ただいまのところ出席委員7名、欠席委員2名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告申し上げます。

田中美恵子委員は、けが、身体の故障により御欠席でございます。伊藤委員のほうは、ちょっと公務が別に重なっており、欠席ということだそうです。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。まず、次第書です。A4 1枚です。それから、議会基本条例素案、A4のもの、22日の月曜日に事前配付したものであります。それから、同じく22日月曜日に事前配付をさせていただいておりますA3のほうの骨子と成文を並べた形になっているものの資料、それから議会制度のあり方にかかわる論点ということで、これは参考配付ですけれども、今第29次地方制度調査会が国のほうで開催をされておまして、その中で地方制度調査会の専門小委員会で議会の制度のあり方にかかわる専門小委員会というのがございまして、12月に最終案をまとめて、恐らく年明けに何かしらの提言書的なものが上がるようではありますが、その地制調で今議会制度について幾つか議論がされておまして、その議論の論点をまとめたものを地制調のホームページから印刷をしたものであります。御参考までということで参考配付をさせていただきます。同じく参考配付ですが、議会基本条例の策定に関してということで、これは議会報告会に参加された市民の方から私あてにメールで来ました。前回の特別委員会で参考配付しようと思っていたのですが、私が失念をしておまして、今回参考配付として皆様にお配りをさせていただきます。以上5点になりますが、配付漏れはございませんでしょうか。

[発言する者なし]

松野豊委員長 本日使用する資料は、素案の1、A4版を中心に使って協議をしてみたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、早速協議事項の(1)、議会基本条例成文案についてということで協議をしていきたいと思いますが、初めに配付資料の見方、それから成文化した経過について事務局の竹内主査から御説明をいただければと思います。

竹内さん、お願いします。

竹内議会事務局主査 皆さん、おはようございます。御説明させていただきます。

今委員長のほうから御説明をしていただきましたけれども、本日使用させていただきますのはA

4のとじ込みの、タイトルが議会基本条例素案1というものを中心として使用させていただく予定でございます。もう一点がA3版横長で、流山市議会基本条例骨子というのが左側で、流山市議会基本条例成文というのが右側、参考配付と右肩になっているものでございます。

今回成文作業をするに当たりましては、12月5日10時から17時、12月17日10時から19時の2回行いました。概ね16時間集中的に作業を行いました。この特別委員会では条例策定のプロセスを重要としておりますので、委員の御議論内容をもとに成文をいたしました。最初に事務局案をお示しして、そこから皆さんに議論を始めていただくということではなく、議論があつての成文になりましたので、この時間で集中的にできました。後ほど委員長からも成文についての参加者等の御案内があるかと思いますが、事務局としましては概ね集中的にできたと感じております。

この資料の見方でございますけれども、先ほど御説明しましたように、A3版から御説明させていただきますと、左側には骨子を示しております、これはシンポジウム、議会報告会等で市民の方にもお示ししました骨子そのものでございます。その骨子に対比しまして、同じラインでそれを条文化したものが右の成文案になっております。見方としましては、例えば第2章の第2条第1項第1号の部分で、成文のほうで「公開性、公正性、透明性、信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと」、これはベースとなっているものは何かといいますと、左側を見ていただきますと、骨子の一番上、「公正性、透明性等の確保、市民に開かれた議会」であり、この骨子をもとに議論いただいた内容をもとに成文化したという形になっております。これが基本的な見方でございます。以下全部で10章立てになっております。それを見やすくしましたのがA4版の素案1という資料でございます。

以上でございます。

松野豊委員長 竹内さん、ありがとうございます。

ここまでで何か御質問、御意見ございますでしょうか。

[発言する者なし]

松野豊委員長 よろしいでしょうか。

それでは、今竹内さんからもありましたが、12月5日と12月17日、ほぼ集中審議をしまして、正副委員長、それから事務局、竹内さん、それから法制担当の吉原係長にも、ずっとではないのですが、必要なところはちょっと入っていただいて、それからマニフェスト研究所の草間研究員にも御参加をいただきました。

それから、5日に関しては、前回の特別委員会の中で御都合の合う特別委員の方はぜひ自由参加ということをお願いするというお願いをしておりましたが、乾委員のほうに5日は御出席をいただきました。御協力をいただきました皆様、ありがとうございました。

本日の協議の進め方なのですが、事前に資料は配付をさせていただいておりますので、委員の皆さんも一通りお目通しはいただいているというふうに思っておりますが、条例の一個一個やっ

くというよりも、番号順にはやりますが、御意見を伺いまして、細かい表現上というか、いわゆる「てにをは」につきましては、条例としてその全体の整合が必要なので、「てにをは」は今日は横にちょっと置いておいていただいて、どうしても気になるということであれば御意見をちょうだいするのは全くやぶさかではないのですが、「てにをは」だけの議論になってしまうと趣旨とちょっと変わってきてしまうので、そこについては最後に、法制化というか、議案にする前にもう一度法制担当と、うちの吉原係長だけではなくて、総務のほうの法制担当との調整も必要になってきて、若干その辺で「てにをは」の表現についてはまた細かくいじられる可能性もあるので、どちらという趣旨のほうで御議論いただけたらなというふうに思っております。

それでは、議論を進めていきたいというふうに思います。まず、第1章、総則の目的ですが、ここについては年明けに前文と含めて御議論をいただきたいなというふうに思っています。一応事務局と正副委員長でいろいろ議論した結果、まず第2章以降の成文のところをある程度皆さんと合意を図った後に全体の流れを見ながら前文、目的については案文を出そうということになりまして、今日の段階では前文はまだでき上がっておりません。それから、目的も一応ここには出ておりますが、あくまでも仮ということでお示しをさせていただいています。この前文と目的のところは、年明けに改めて御議論をいただく時間をとりたいというふうに思います。

本日は、第2章以降のところで議論を重ねていければなというふうに思っていますが、章ごとにやっていければというふうに思いますので、まず第2章のところの部分から入っていければと思います。ブロックごとというか、条ごとでいければと思うので、まず最初に議会の活動原則、全部で6号まで、(1)から(6)までございますけれども、この中で何か御意見のある委員等ございましたら御発言をいただければというふうに思います。

乾委員。

乾紳一郎委員 集中的な検討会に私も参加させていただきましたけれども、この場で改めて見返してちょっとありますので、意見を述べたいと思います。

1つは、骨子のところの「市民の傍聴の意欲を高める議会運営」がこちらの成文のほうにはなくなっているのですが、これは今まとめられている項目に入りませんので、残しておくべきではないかなということです。それが必要ではないかというふうに思います。

あと、骨子との関係でいいますと、「公平性、透明性の確保」が「公開性、公平性、透明性、信頼性」ということで、公開性と信頼性が加わったのですけれども、これについてはそれでいいかなと思います、意見としては。

松野豊委員長 まず、傍聴どうだったのか・・・。傍聴何で外したのか事務局から・・・

竹内さん。

竹内議会事務局主査 それでは、御説明させていただきます。

傍聴の意欲を高める議会運営という部分なのですが、6号に市民にとってわかりやすい言葉、表

現を用いた説明に努めることと。この部分に集約をされていくのではないだろうかということで、一たん第6号に集約するという意味で削除……統合ということで一たん成文からは消しております。

松野豊委員長 これも皆さんから御意見いただければと思いますが、A4のほうの資料にもありますように、以下と統合というふうに入っていますが、市民の傍聴の意欲を高める議会運営といったときに、では市民の傍聴の意欲を高める議会運営って一体何なのだという議論がありまして、これって結局6号の市民にとってわかりやすい言葉、表現を用いた説明に努めることが傍聴意欲を高めることになるのではないかとということで、一たん統合しましたけれども、今乾委員のほうからこれは別で残しておいたほうがいいのではないかと御意見をいただいておりますが、それについていかがでしょう。

戸部委員。

戸部源房委員 私は、全体的に点検してきたのですけれども、これ目的も関係するのですけれども、目的は最終ということなので、余り言いませんけれども、問題は、傍聴の意欲の問題もそうなのだけれども、市民との交流の問題と、それから議会相互間の合意形成ってありますよね。これは、自由討論をやって合意形成するわけですよ。だから、そういう問題がちょっと欠けているのではないかなと。これ議会及び議員の活動原則だから、そこら辺をうたっていかなければいけないのではないかなと思っているのですよ。

松野豊委員長 それはそれで一回ちょっと横に置かせてもらいたいのですが、とりあえず今議論したのは市民の傍聴意欲を高める議会運営のところはどうですかと。

戸部源房委員 傍聴意欲をどう高めるかということも市民の参加をどういうふうに深めるかということでしょう。先ほど言ったように、傍聴意欲も含めて市民の参加、あるいは市民との交流をきちんとうたっていくべきではないかと私は言っているのですよ。それから、もう一つは、先ほど言ったように、それはその次でいいですよ。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 傍聴意欲を高める手段として、市民にとってわかりやすい言葉、表現を用いた説明に努めることの中に集約されているというふうの説明があったと思うのですが、これではちょっと読み取れないので、市民の傍聴の意欲を高めるため、市民にとって云々と続けてしまったほうがわかりやすいのではないですか。そのほかにも手段があるとは思いますが。

松野豊委員長 市民にとって傍聴意欲を高めるため、わかりやすい言葉、表現を用いた説明に努めることと。

酒井委員。

酒井睦夫委員 傍聴意欲を高めるためにはどういうふうにしたらいいか、それは皆さんイメージ違うと思うのですけれども、私のイメージでは、例えば自由討議ってよく言われていますけれども、会派ごとの論点を整理して賛成、反対の自由討議があればおもしろくて、みんな傍聴意欲が高まると

思うのですよ。そういうことをイメージすると、ここに統合するのはちょっと無理があるわけですよ、わかりやすい言葉、表現ということは。だから、この文言は生かしたほうがいいと。統合はできないと思います。

松野豊委員長 別立てでということですね。

酒井睦夫委員 はい。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 私も事務局の今の説明に対しては、6項のところについてはいわゆる説明責任の問題ですよね、説明に努めることということで。傍聴意欲を高めるというのは、説明だけの問題ではなくて、議会運営そのものだとか、それから議員間の議論だとか全体にかかわってきますので、別の項目として立てたほうがいいのではないかというふうに思います。

松野豊委員長 高橋委員、お願いします。

高橋ミツ子委員 市民の傍聴意欲を高める議会運営というのは、私がとらえるのならば目的だと思うのです。議会活動の原則の中での目的であるというふうに考えます。それで、市民にわかりやすく言っているというところが(6)になるのだと思うのですけれども、これだと目的というか、傍聴意欲を高めるための事前の段階だと思うのです。だから、中に入れるのではなくて、一応立てたほうが私はいいというふうに思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 傍聴意欲、これは市民に積極的にいろいろ参加してもらおうということですから、そこから辺との組み合わせでひとつ考えていただければいいのではないかなと。先ほど田中さんが言われたところは、大きな意味では入りますけれども、説明責任だよね、これは。そういうふうに考えますけれども、こちら辺の問題が最終的には目的のほうにかかってくるのですよ。だから、どういう形で議員の活動原則を定めるかということですから。これは、開かれた議会ということでやっていくということは書いてありますよね。こういうのは書いてあるのだけれども、市民は聞くだけではなくて、どのような形でかかわってくるのかということをやっぱり入れる必要があるのかなと。その中に傍聴もあるのではないかなと。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 あと、4号の「議会改革を進めるに当たって議員相互間の合意形成に努めること」ということが、まず市民の方が読んでもどういうことかわからないだろうし、我々議員もちょっとイメージがわからないのですよね。基本条例だから、具体的に書けなくても、表現が思い浮かびませんが、ちょっと検討の余地があるのではないかと。

松野豊委員長 では、ちょっとまとめます。

まず、傍聴意欲を高めるための議会運営については、今一通り皆さん御意見いただいて、これ別立てで立てるということでよろしいですか。表現はちょっとまた後にするとして、これは別立てで

立てます。

今田中人実委員からございました（４）の議員相互間の合意形成は、若干補足で説明をしますと、この後でやりますけれども、骨子のところだったかな。他市の事例なんかを見ている、自由討議とあわせて、自由に討議しながら議員同士で合意形成を図っていくべきであるという……第５章かな。５章のところ、５章そのものは後でやりますけれども、ちょっと今参考までに見ていただいて、自由討議の拡大という中で……２番ですね。ちょっと消してあるところですが、議会は本会議及び委員会において議員、委員会提出及び市長提出議案並びに市民提案に対して審議し、結論を出す場合、議員相互間の討議を十分尽くすものであるというのは、これは要するに１番と２番と同じようなことを言っているの、これは削ったのですけれども、ここの議論を成文化するときにしていったときに、一昨日もありましたが、意見書とかを自由に討議するのはありなのですから、議案と意見書の合意形成というのは図れないのではないかなという議論になったのです。それぞれ所属している政党が違ったり、それぞれ議員として支援いただいている地域だったり、団体だったり、それぞれの議員さんの背景がある中で議案の賛否を合意形成するというのは、市議会のあり方というか、議会のあり方を考えたときにおかしいよねという議論になりまして、だけれども一方で二元代表制なのだから、議会としてみんなで協議して合意形成を図りながらやらなければいけないこともあるよねと。それは、実は議案ではなくて、議会改革は確かにみんなで話し合いながら、議会として一体感を持って議論して合意形成を図っていかないといけないよねという議論になったのです。それで、実は第２章のところの（４）で議会改革については確かに合意形成の努力と。結果的に一枚岩にならなかったとしても、合意形成の努力をする必要はあるよねと。ただ、議案とか意見書について、議会として一体感を出さなければいけないから、合意形成を図るというのは、これはちょっと違うよねということで、実はその整理をしまして、活動原則ですから、議会の活動原則としては、議会改革については議会が一体化して合意形成に努めることが大事だよということ、この表現になったのですけれども、一応ちょっと補足で説明をしておきます。確かにぱっと見たときに、田中人実委員がおっしゃるように、こういう説明をすれば御理解いただけるかと思うのですけれども、なかなかぱっとは理解できないのかなと。あとは、もう一つの解決策としては、解説のところに入れるかどうかです。

田中人実委員。

田中人実委員　 そうしないでも、この消した部分の「議員相互間の討議を十分に尽くし、合意形成に努めること」という表現にすれば、よりイメージは具体的になるのではないかなと思います。「討議を十分に尽くして」ということが入れば、文章としてそうだなというふうに思うのです。必要ないといえども必要ないかもしれないけれども、入れておいたほうが丁寧ではないですか。わかりやすいのではないですかね。

松野豊委員長　 乾委員。

乾紳一郎委員 僕は、前段と後段と逆転したほうがいいと思うのです。というのは、要するに議会改革を進めることを議会の活動原則にしたらどうなのですかね。議会改革を進めるということを活動原則に入れているところは余りないのだけれども、せっかくこういう議論をしているのだったら、議会改革を進めるにはこれはしなくてはいけないよというのは何かちょっと後ろ向きなので、議員の合意のもとに議会改革を進めますという形にしたほうが前向きな形ではないかなと。逆にしたほうがいいのではないかと。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 議員相互間の合意形成、先ほど田中さんが言われましたように、議論を尽くしてというようなことはあるのだけれども、自由な討論とか討議ということを入れて、その上で議会はこういうことをやりますよという形にして、これ4番ではなくて2番ではないかと。それで、2番の問題を監視するというふうにしていったほうがいいのではないかと。

松野豊委員長 済みません。ちょっと意味がわからない。

戸部源房委員 議会を闊達な自由討議のもとに議論を尽くして議員相互間の合意に努めますということと言って、それでその次に市政の運営状況を監視しますと。

松野豊委員長 では、4番と2番をくっつけたほうがいいということですか。

戸部源房委員 違う。入れかえると。

松野豊委員長 順番を入れかえるということですね。

戸部源房委員 1番目が市民に開かれた議会でしょう。では、議会は何をやるのかと。

[何事か呼ぶ者あり]

戸部源房委員 私が言っているのはそういう意味ですよ。

松野豊委員長 2番と4番の順番を入れかえましょうということでしょう。

戸部源房委員 それで、議会改革を進めるかどうかというのは、そこに入れるかどうかというのは別途考えていったほうがいいのではないかと。

松野豊委員長 ちょっと整理しますが、まず自由な討議というのは、もう一つ下の議員の活動原則、これ議会と議員と分けていまして、議員の活動原則の中に議員間の自由討議を重んじることというふうに1番に入っています。議会が言論の府であること及び合議体であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじることということで、戸部委員がおっしゃっているように、議員間で自由に討議するのだということについては議員のほうの活動原則に入れています。

戸部源房委員 活動原則ではなくて、私は「議会は」ということにしているから、議員の活動原則ではないのですよ。議会は、そういう自由な討議をやった上で合意形成を図るという形で言っているわけだから、議会でいいのですよ。開かれた議会でしょう。その上で議会は自由で闊達な討議をやって、ある程度の合意形成を持って、全部が全部、100%ではないけれども、それをもとに執行部の監視とかそういうものをするという流れでしょう。

松野豊委員長 2番と4番を入れかえましょうという話ですよ、それは。今4番のところも「議員相互間の討議を十分に尽くし、合意形成に努め、議会改革を進める」というふうに変えているので、今戸部さんがおっしゃっている中身の表現は戸部さんがおっしゃっているように変わっていると思うのです。何が違うのですか。

戸部源房委員 「議会は」と言っているのですよ、私は。議会は、自由な討議あるいは討論をやった上で議員相互間の合意形成に努めるということなのです。

松野豊委員長 それは、A4の資料を見ていただくとわかるのですけれども、2条の1項の(1)の上に「議会は次に掲げる原則に基づき活動を行うこととする」というふうに入っているのです。これが全部(1)から、今1個増やすということになりますと(7)までということになりますけれども、全部かかっているのですよ。

乾委員。

乾紳一郎委員 ちょっと別の議論をしているというか、さっき議論を始めたのは、議会改革を進めるに当たってということについて議論をしていたのだけれども、戸部さんのほうは、要するに議会の活動原則のほうに自由討議と合意形成というのを入れるべきだという、そういう主張なのです。だから、別々に議論をしないといけないと思うのですよ。今戸部さんが言っている自由討議、それから合意形成、合意形成はちょっと違うのだけれども、それは今第3条の議員の活動原則で位置づけているでしょう。それを議会の活動原則にするかどうかという議論をしなくてはならない。あとは、議会改革の問題は議会改革で別の議論をしなくてはならないという話だと思うのです。

松野豊委員長 ただ、僕のさっきの説明も悪かったかもしれませんが、今ずっと協議している中で、(4)を今皆さんと協議している中で、議員相互間の議論を十分に尽くし、合意形成に努めというのが、今お手元の資料では変わっていないのですけれども、入りそうな方向なわけですよ。だから、今戸部さんが言っている議会は議員相互間の合意形成とか自由討議をするべきなのということは今調整している中で入ったのですよ。今戸部さんがおっしゃっていたのは、でも「議会は」と入っていないではないかという御指摘があったので、それは一番最初の「議会は次に掲げる原則に基づき活動を行うこととする」というのを一番最初に1項のところであらうたっているもので、ちょっと今吉原さんいらっしゃらないのですけれども、事務局に整理してもらったほうがいいかな。条例をつくる時に一番最初に「議会は」と入れておくと、章、条、項、号で条例は成り立っているのですけれども、その号のところには全部かかるというか、冒頭に「議会は」と入れることで、「議会は」という主語が(1)から(7)まで一個一個全部入ってなくてもこれに全部かかるという解釈になるみたいなのです、法制上は。それですので、(1)とかの枠ごとには一個一個「議会は」、「議会は」と全部入っていませんけれども、「議会は」という意味になるのです。なので、それで多分整理がつくと。

乾委員。

乾紳一郎委員 今（7）のところに加えているのだけれども、それは議会改革にかかる内容になるので、戸部さんが言っているのはそうではない。議会改革にかかるのではなくて、全体のそういう議論だから、そこがすれ違っているわけ。だから、そこをどう議論するかということです。

松野豊委員長 もし全体にかけるのだということになると、これ法制担当とも最終的には調整しますが、一番上になるのかな。もしくは、目的のところは今戸部さんがおっしゃっているようなことを、皆さんが合意できれば、全体にかけるという意味では目的に入れてしまったほうが整理がつきやすいかもしれないのですけれども。

戸部委員。

戸部源房委員 議員があつて議会があるのでしょうか。初めに議会ですから、議会がどういうことをやっていくのかということはどうたつていかなければいけないだろうと。だから、自由討議あるいは闊達な議論をもとに合意形成をやると。完全に合意形成を図るということではないですよ。闊達な議論ということは、2つの合意もあるわけだからね。だから、そういうものを入れていったほうがいいのではないかなと、議会として。議員だけではなくて議会も。その上に立って、執行部に対して一つの意見だけではどうしようもないわけだね、こういう意見もあり、こういう意見もありという中で執行部とのあれもできるので。だから、4番をそういう意味では2番目に持ってきて、2番目を3番目に下げると、それが基本的かなと。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 自由討議とかその辺は要するに議会の内部の話でしょう、ある意味では。議会は、本能的には監視機能を持たなくてはいけない。それは、上に来なくてはいけない。その下ということはありませんよ。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 どっちも言えるわけですよ、要するに議会改革を進めてチェック機能を高めようというのだから。我々の自負心としては、今私たちがつくっている議会基本条例、先進事例もあるとは思っているけれども、その中でも、今までの議論の仕方、それから議事録の公開、そういう議会改革においては他市に負けないという自負心を持ちながらやっているわけだから、私たちがつくろうとしている基本条例の一番の特色は議会改革のためにつくっていくのだということであるので、そういう論法でいけば、上も下もという議論はどっちでもいいと思うけれども、そういうことを念頭に置いてつくりたいなと思っています。私の感想を述べただけですが。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 今議論を聞いている中での発言ということで、今まで議論を、自由討議ではないけれども、会派もあつちへ置いておいて、議員はどうすべきかという改革を目指して議論してきて、ここで成文化されてきて、たまたま4番の議員相互間の合意形成を努めるということはちょっと理解しにくいから、このようにやったらいいのではないかとって5章を参考にして今意見が集約さ

れてきた。今度は、それを上にする、下にするとか言っていたのでは、またそこでもとに戻って、ここまで成文化されてきたところでちょっと理解できない部分だけを整理していかないとまとまっていかなくなってしまふし、進まなくなってしまう。大事なことだということは私も認識しておりますが、いろんな立場の個々の意見が今まで出されてきてここに集約されているわけですから、田中さんが今指摘したようなやり方でいかないと全部狂ってきてしまうということになりかねないので、ちょっと意見だけ言わせていただきます。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 基本的に議員間の徹底した議論でも自由な討議でもいいのだけれども、それで議員相互間の合意形成等に努め、議会改革を進めると。これに関しては、非常に大事なことなので、番号についてはもう任せますよ。それで、やっぱり先ほど言った議員相互間の合意形成だけではわからないから、そこら辺をしっかりと入れてやっていただきたい。私の考えはそうなのだけれども、最終的にはもう幾ら言ったって同じだから、あとは判断を委員長、副委員長、事務局に任せますということですよ。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 ちょっと判断しにくいと思いますけれども、草間研究員の意見を。

松野豊委員長 では、参考意見、草間研究員。

草間研究員 実は私、先々週ですか、北海道の栗山町と福島町に行ってまいりまして、議長と事務局長にお話を聞いてきたのですけれども、お二人とも流山のこの活動を非常に存じておりまして、皆様の活動は北海道の栗山町という議会基本条例を初めてつくったところも御認識いただいているような御活動であるということは、本当に私もかかわらせていただいている一人として非常にうれしく思った次第でございます。これはひとえに、先ほど委員御指摘のように開かれていると。この場が開かれて、本当にこれが市民のためになるような議論をいただいているということだと思っておりますけれども、今御議論いただいている議会の活動原則につきましては、要するにこれは自治法に定められていないものでございますので、議会の皆様がどのように判断するかという、このひとえに尽きます。先ほど御議論いただいているように、チェック機能があるとか自由討議を入れるとか、そういう御議論も大変必要でございます、例えばこの4番なのですけれども、議会改革を進めるに当たって自由討議が必要かという表現になりますと、これは余りふさわしくないのかなというふうに考えております。議会改革をするのが皆様の目的ではなくて、議会改革をして市民の皆様のニーズに合った議会にしていくのが皆様の活動でございますので、議会改革を進めるに当たってと限定してしまいますと、これはちょっとふさわしくないのかなというふうに考えております。

また、自由討議につきましても、議員相互間で討議を尽くすということは、これは行政学でいいますと、広瀬先生がおっしゃっているような議会力を高めるとか、あと後藤仁先生という方がいらっしゃって、これは公論の形成、市民の皆様の意見とみなすまでが代弁されて、その議論を尽く

した上でそれをまた意思として反映するというか、非常に重要なことですので、どちらの議論も合っております、私を感じるに。ですので、チェック機関や自由討議を入れるのは皆様の御判断にさせていただいて、ただ議会改革を進めるに当たって自由討議をしなくてはならないということを書くに当たってはちょっと注意が必要かなというふうに考えております。

以上です。

松野豊委員長 順番は。市政運営状況を監視することが今2番になっていますけれども、議会改革は（4）になっているわけですが、要は議会改革のほうを上を持ってるのが流山らしいのではないかという意見がありましたけれども、その辺については。

草間研究員 議会改革はあくまで手段でございますので、皆様の活動原則ではないのです。不断の議会改革をしなくては行けませんけれども、これがチェック機能と同じ土俵に来ると、これは話が違ふということになってまいります。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 私は、ちょっと先ほど暴言を言いましたけれども、議会改革なんて要らないと、先ほど言ったのはそうではなくて、これは議会の原則ですから、いろんな面で自由討議とかどンドンやって、合意形成をやってどういうふうに市を監視するのか、あるいはこういうことを提案していくのか、こういう形で考えていったほうがいいのではないかということを行ったのですよ。市民に開かれた議会ってありますよね。市民に開かれていますから、いろんなところで吸収していきますよ。その後、議会はそういうもとに開かれた討議をやって合意形成を図りましょうということを行っているのです。その次に監視機能だと。そういう順番があるのではないかなということが私のあれです。だから、議会改革というのは、これが一つの議会改革ですから、これはあくまでも手段ですよ。そういう意味で私は言ったのです。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 最初に見たときに議会改革の言葉が骨子の中に入っていないのが来て、議論の中でこちらに入ってきたのだけれども、それを生かすのだったら逆ではないかということで、ひっくり返すことを提案したのだけれども、改めてここに置く必要があるかということとはちょっと確認をしたほうがいいのかと。

松野豊委員長 今画面上に全部、まだ議論途中で、決定ではないのですが、加えたやつを赤で入れました。ちょっと確認ですが、（6）、市民の傍聴の意欲を高める議会運営、これ骨子のままになっていて、表現は後でまた別途出させてください。とにかく6番を入れるということで、6番が入るので、今皆さんのお手元にある（6）は（7）にしましたということと、今議論している（4）は一たん仮置きで入れましたけれども、議員相互間の討議を十分に尽くして合意形成を図り、議会改革に努めるというふうに仮置きで入れていますけれども、ただ今の議論の中で議会改革というのは活動原則に入れるのかどうかという議論をさらにさせていただくと、あと先ほどの繰り

返しになりますけれども、仮に議員相互間の討議を十分に尽くして合意形成に努めることということをもし議会の活動原則に入れてしまったとすると、さっきの繰り返しになるのですけれども、討議を十分に尽くすというのはわかるのですけれども、議案とか意見書まで合意形成をするということとちょっと違うような気がするのです。これは、要議論というか、皆さんでも議論していただきたいのですけれども、成文化するときに出てきた議論としては、議案とか意見書の賛否まで合意形成を図るのはちょっと議会としても違うのではないかなという議論がありましたので、ちょっとその辺も含めて、いわゆる議員相互間の討議を十分に尽くして合意形成を図ることに努めることとかというふうにしてしまうと、議案の部分まで入ってきそうな気がするのです、後づけで、確かに今乾委員からも御指摘がありましたけれども、当初の骨子案には議会改革という言葉は入っていませんでしたが、議会改革を入れれば、議会改革については合意形成に努める必要があるなということで議会改革を入れたというのが成文化する背景です。

田中人実委員。

田中人実委員 では、逆に草間研究員にお伺いしたいのですが、議会改革はしていたのであるので、この活動原則には書かないということなのですが、私個人としては、そもそも議会改革の協議会のおかげから議会改革をしていこうと。本来二元代表制をチェックするためにあらゆる取り決めはあったわけなのですが、それをなかなか行使してこなかったというのが流山を初め地方議会の実態ではなかったかと思うのですけれども、そんなところから議論が数年前から始まって今日に至っているので、議会改革というところは私個人としてはどうしてもどこかで条文の中に書き込めないかというふうに思っているのですけれども、もし書き込むとすると、られるとすれば、どの辺が適切というか、ふさわしいとお考えでしょうか。

松野豊委員長 草間研究員。

草間研究員 恐らく議会改革を入れるとすれば、これは私見でございますけれども、5番の見直し手続の条項でございます。こちらは、市議会の会議規則、委員会条例、議会内の先例、申し合わせ事項を見直しするという、これがつまり議会改革、皆様がやられている改革というところで位置づけされるとお思いますので、議会改革だけではないのですけれども、もし入れるとすれば、この5番が皆様の立法意思と非常に合っているのではないかというふうに私は皆様の議論を聞いて感じております。

松野豊委員長 議会の活動原則の第2条の(5)ということですか。

戸部委員。

戸部源房委員 この問題は、先ほど議員相互間の討議を十分尽くして合意形成を図り、議会活動に努めると。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 私は、合意形成について意見を述べさせてもらいたいと思います。

(4)に合意形成に努めると議会の活動原則に入ったことについて、委員長がおっしゃったように、もちろん討議は十分行うということはもう承知の上で、合意形成を図るというには議会は無理ですよね。それで、議員活動の原則のほうが、十分な議員間の討議をして自由討議を行って、そして合意形成に努める、このほうが合意形成の使い方としてはふさわしいのではないかなど。議員の活動のほうに合意形成を入れて、上は外すというのが実態からしてふさわしいのではないかというふうに思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 今までの起点の理論だと、ただぽんと出されて、議員間の相互の議論もやらないまま討論を述べ、それで多数決で決まってくるわけだよね。私が言っているのは、議会改革をやるためにはその前の段階があるのですよと。重要な案件が出された場合、どんどん、どんどん議論を議員間で深めて、その上に沿ってやる必要もあると。合意しなかった場合は、討論をやっていくのが当たり前だろうと、そういうイメージなのだ、私は。これ栗山町なんかみんなやっているよね、そういう形で、重要な問題とかで。そういうこともなしにやっているのでは前と同じではないか。

松野豊委員長 藤井副委員長。

藤井俊行副委員長 私が思う合意形成、議会として合意形成が必要なのは、二元代表制のうち一つが首長であって、もう一つは、議会として対等になるためには、議会全体が一つになってまとまっていることによって二元代表制が構築できるわけですから、議会から市長、執行部等に申し入れる場合は討論、議論を尽くして合意形成をとって、議会としての発言とする、その場合には合意形成が必要ですよということで、議員間は合意形成はとれないと思いますし、議員一人は二元代表制の一翼を担ってはいても、一人では首長とは対等ではない。議会としてまとまって合意形成がとれたものについては、市長、執行部と対等になるというような考え方だと思うのですよ。その辺が明確に文章化できればもうちょっとわかりやすいのかなと思うのですけれども。

松野豊委員長 ちょっと預からせてもらっていいですかね。

乾委員。

乾紳一郎委員 よく議論したほうがいいと思います。私は、合意形成に努めるというのは必要かなと思っているのですよ。今の議会状況の中だと私たちが別の行動をとることが多いのですけれども、議案も含めて、意見書とか予算とかを含めて、当局が提案してきたものに対してこういう修正を加えればよくなるのではないかとか、こういう修正を加えれば我慢できるのではないかとか、そういう妥協点を探るといことはこれから必要になってくるというふうに思うのです。そういう意味で、それは絶対ではないのだけれども、合意形成に努めて、その上でそれぞれの会派が最終的な態度を決定するという、そういう流れは僕はあると思います。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 藤井さんが言ったように、例えば合意形成を図るといっても、議案だとか、そういう

のは合意形成を図るべきものではない、私が思うのは。要は、提出まで議会に対して説明を十分尽くせたとか、そういう関係ですよ。いきなり新しい施策をぼんと上程されたら困るわけです、議会だって。こういう背景があって、こういう形で出したいとか、そういう事前の議会への説明責任についてはやっぱり合意を図るべきであって、出された議案とかもろもろのことについて合意を図る努力は必要かもしれないですよ。だけれども、多様な意見をバックに私たちは当選しているわけですから。そういうことだと思います。そこは、きちんと立て分けないとおかしいと思います。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 藤井さんがおっしゃったように、二元代表制をきちんとわきまえて私たちやっていると、自治基本条例もそうなのですけれども、本当は二元代表制を入れたらいいかなとかいろいろ思うわけですけれども、それと同じようにきちんと二元代表制という中で私たち議会はこういうふうにはやっていこうかという議論だというふうに思うのですよ。十分討議をする。でも、今おっしゃった田中さんの言うように、議案等について、ぱっと来るのではなくて、事前にこういう議案を上げて説明を求める、そういう中での議論が議会でされるのは十分いいと思います。必要だと思います。しかし、現実には、よく大会派の方が、もうおれたちは執行部に出してあるのだよ、意見は言っているのだと、こうやってしまっているのですよ、現実には。私は一人会派だから、そんなことはしていないのだけれども、十分そういう意味では討議をした上で合意の上で執行部に出すというならば私は合意形成いいですよ。でも、力の強い人がそう現実にはなっている。だから、そういうところを本当に原点に戻って反省して流山市議会はこうするよというなら私も理解します。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 もともと考えが違う人が議員になっているから合意形成できっこないという前提で話ししたら全然進まないですよ。今の実態は、一つのテーマがあると、賛成討論、反対討論、あと採決で、議論がないのです。それを言っているわけでしょう、それをやりなさいと。議員相互の討議を十分に尽くしてと。だから、どんなテーマであっても自由討議をやるということが前提で、結果として合意形成ができない場合もちろんありますよ。だけれども、できるものもあるわけだから、それをやるということは今までとすっかり違ってきますよ。そういう意味では、これはそれでいいのだけれども、文章が最初のほうはずっとそのままいいのだけれども、「合意形成を図り」、そこまではいい。「議会活動に努める」、ここだけちょっと変えてもらえば、この文章はいいと思います。それはお任せしますから。

松野豊委員長 あとはこっちで引き取りますけれども、要は議員相互間の討議を十分に尽くすということについては皆さん多分ここでまさに合意は図れていると思うのです。第5章でも再度自由討議のところは別立てにしてあって、わざわざ自由討議の保障というのを第5章でつけているのです。今やっているのは原則ですから、原則自由討議、議員相互間の討議を十分に尽くすことということとは合意されているのですけれども、その合意形成に努めるというのをどこまでの範囲にするかとい

うところで若干御意見が分かれているかなということだと。

田中人実委員。

田中人実委員 それと、自由討議を進めるというのはもちろん賛成なのだけれども、どういう場でやれるのかという担保がないと、ただ書いておいたってね。この議会基本条例は、そういう形でやっていますよ、現実的には。ほかのテーマのときにどういうところでどういう自由討議ができるのかということもきちんと頭に入れておかないと、書いたはいいけれども、従来の常任委員会あるいは本会議でどういう形でその自由討議の精神を具体化していくのか、それがなくて書いておいたって意味がないと思います。そういう議論を違うところでやっていかなければいけないとは思いますが。

松野豊委員長 草間研究員。

草間研究員 今合意形成の御議論をいただいていると思うのですが、皆さんの御議論を聞いてみると、この合意形成の意味というのが恐らく議会基本条例にほかの議会が込めている合意形成とはちょっとずれているような気がしまして、この議会基本条例に合意形成に努めるということを入れるという意義なのですけれども、皆さん先ほどからおっしゃるように、多くのバックボーンを持っていらっしゃる議員の方は最初から違うという御議論はもちろんあるのです。皆さん賛成、反対あって当然でございまして、ただ賛成、反対の議会の中で多数決をとった場合の結果については議会として責任を持たなくてははいけません。要するに、議決責任というもの、これをしっかりここでとっていかうと。議決責任イコール、それは議会力として一枚岩になって、この議会の意思を尊重していこうという考え方から、この合意形成は一つ言われている節がございまして。ですので、賛成、反対はもちろんあっていいのです。そこで自由討議をしていただいて、決まったものに対しては議会意思としてこれを尊重すると、これがいわゆる合意形成というものになっていくということでございます。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 ということは、議会として議決されて、例えば4対2で可決したという場合に、反対した人も、議会の合意形成で議論した上で決まったのだから、それにきちんと沿っていくというように意味にとれますか。

松野豊委員長 草間研究員。

草間研究員 これは、議会の活動原則でございまして、議会なのです。議員の活動原則ではございませんので、議員の意思というのはもちろんあって当然なのです。ただし、一回議決したものに対して、やはりこれは議会全体として突き通さなければいけませんので、そういったことで議決の責任という、そういうお考えに立っているというふうに考えております。なので、議員の意思とはちよっと異なるものでございまして。議会統一としての意思です。要するに、意見書なども皆さん賛否あるのです。賛否あったとしても、流山市議会として議決したものについてはそれでいくものです。

ので、それは議会として責任を持つと。議会として責任を持つイコール議長、または議会を構成する議員の集合体の責任というふうな考えになっております。ですので、表現的に合意形成という言葉にこだわらなくてもよろしいのかもしれないです。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 もう議論を尽くしたので、委員長、副委員長に任せます。次にいきましょう。

松野豊委員長 よろしいですか。ここは、あとまた事務局と法制担当と。今大体皆さんの理解できましたので、あとは決断だと思うのですけれども、入れるか入れないかも含めて。入れたほうがいいと思うのですが、合意形成という言葉を使うか使わないかも含めてちょっと一回整理をさせていただくというか、宿題にさせてください。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 そうですね。解説で担保するのか、かといって条例の文案の中に余りつらつら、つらつら長く書くのもちょっと適切ではないようですので、解説欄でそれをちゃんと担保するのかどうかについても一回整理をさせていただきます。

では、議会の活動原則についてはよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次に、同じく第2章なのですが、今度は議員個人のほうの議員の活動原則を1から3までまとめました。骨子の中では全部で4つあったのですけれども、市政全般の課題把握、市民意見の的確な把握のための自己研さんによる市民の代表としての活動というのと、議員は議会を構成する一員として市民全体の福祉の向上を目指す活動に努めるというのは(2)に集約をしました、成文化する段階で。というのだけ補足で御説明しておきます。

では、ここいかがでしょうか、御意見。

田中人実委員。

田中人実委員 (2)の最後に市民の代表としてふさわしい活動をすることと、私はここは不要だと思います。把握することに努めることで押さえればいいのではないかと。ふさわしいというのはちょっとあいまいだから。前段では具体的に書いてあるのに。これは要らないのではないかなと。

松野豊委員長 よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、これは集約してしまいます。切ります、努めることと。

酒井委員。

酒井睦夫委員 この2番は、何を言いたいかという、市全体のことを考えなさいということですね、どぶ板ではなくて。自分の地元のことだけではなくて市全体のことを考えなさいと。それが活動原則ですよということですので、市民というと、隣人も市民だし、地元の人も市民なので、市民全体ということを出さないと、このもともとの趣旨が生かされないと思いますので、市民全体

の福祉の向上を目指し、市民全体の意見を的確にと。「てにをは」はお任せするということになって
いますけれども、そういう趣旨が伝わるような文言にしてほしいというふうに要望しておきます。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 今回の酒井さんの意見ですけれども、冒頭に「市民全体の」というふうに、このところ
では市民全体を視野に入れた活動を議員はやるのだよと、そういう枠組みをしているので、その
後にまた「市民全体を」というのは要らないのではないかと思います。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 2回目の市民も全体の市民というふうに読めるのであれば、私はそれでも結構です。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 流山市民の代表としての議員だと思うのです。地域のとか隣のとかというのは全く
関係なくて、流山市議会としての議員個人だから、そこまでこだわる必要はないと思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 酒井さんも言っているのだから、「市民全体の」と最初に入っているから、これでい
いのではないか、そういうふうに思います。

松野豊委員長 では、いいですか、このままで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、「市民全体の福祉の向上を目指し、市民の意見を的確に把握することに努める
こと」というふうに修正をします。

あとはよろしいでしょうか、ここは。ほかにありますか、御意見。

〔発言する者なし〕

松野豊委員長 よろしいですか。

では、次、会派です。1、2というふうにしましたが、会派のところは何か御意見ございますで
しょうか。

酒井委員。

酒井睦夫委員 これでいいのですけれども、2番目で1点、会議において意思を表明することができ
ると。この会議においてというのは、どういうことを言っているわけですか、

松野豊委員長 事務局から補足してください。

竹内主査。

竹内議会事務局主査 この会議は、正式に認められております本会議、委員会や特別委員会、そうい
った意味を言っております。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 会派云々と書いてあって、会派内調整後、会議において意思を表明することができ
ると。これ原則論は原則論でそうなのかもしれないのですけれども、ここまで書くのですか。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 これ骨子と中身違うのではないですか。たしか会派間の調整機能を持っているということを描こうという骨子だと。素直に読めば、骨子は会派間の調整機能となっているから。

松野豊委員長 書き間違いかもしれないです。会派内、これ会派間の意味だと思います。会派同士と
いうか……

竹内主査。

竹内議会事務局主査 成文化するときに会派間ではなくて逆に会派内ということにした理由は、会派の中で意思が統一していないものをいわゆる正式に認められた会議において会派の意見ですと意見表明するのではなく、個人の意見や数名の賛同者があったなどの議論過程を説明することは重要ですが、会派である以上一つの方向性を見出し意見表明することを原則として、そこから自由討議に向かっていくことが重要である観点から、会派内という表現に逆にこだわっております。

松野豊委員長 調整後ですから、皆さん御記憶に新しいので、おととい随分僕は議会の議論が進化したと。個人的には、大変振り返りとしてはよかったなというふうに、自己満足かもしれませんが、思っているのは、例の給付金の意見書のやりとりのときですけれども、僕は当事者ですけれども、流政会では給付金の意見書に反対と。それは、会派の中で十分協議しているのです。1時間ぐらいその項目だけでけんけんごうごう会派内でやりましたけれども、そのときの討論を思い出していただくと、私冒頭に本会議場で申し上げましたけれども、要するに会派内で十分に話し合い、会議をした結果、私と宮田議員に関してはこの意見書に賛成をすると。給付金中止を求める意見書に賛成をすることについて会派内で合意をとれましたので、私と宮田議員に関してはこの意見書に賛成しますというふうに言ったかと思うのですが、そういうこともあっていいのかなというふうに思っていますけれども、ただ原則会派ですから、会派内で意見が結果的に統一できなかったわけですけれども、うちの会派というか、流政会においては、合意形成をする努力はしているのです。だから、ちょっと書き方を変えればいいのですかね。

田中人実委員。

田中人実委員 でも、原則は会派というのは、政策について、あるいは議会での意思決定について共通しているものということで組まれているわけですよ、3人以上が。それで、会派の拘束を外すとか、いろんな場面ももちろんあるとは思いのだけれども、現実問題でそういうことが起こった場合にこの条文をどういうふうに読み取っていいのかがちょっとわからないので、これでいいのかなというふうに言っているだけで、いいとか悪いとかを言っているわけではないです。

松野豊委員長 草間研究員。

草間研究員 こちらを読んでいただくと、意思を表明することができるという書き方になっておりまして、これ義務規定でもなければ努力規定でもございません。何かといいますと、例えば特別委員会や会議などの席で委員長が会派として意思を求める際に、根拠規定として今後これを使うことが

できるということですので、特にいつもこれを例えば適用しなくてはいけないとか、そういう問題ではなくて、会派の意思を表明することをこれを根拠としてできるのですよということ、今後永続議長なり委員長なり、そういった方々がこれを根拠にしてできるという議会運営上のルールでございます。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 会派内調整後という言葉がちょっとよくないのかなと。私は、会派は政策立案、政策決定、政策提言等、議論を尽くし、会議において意思を表明することができる、という形に。この会派内調整というのは、裏で調整は幾らでもやってもいいけれども、表向きは議論を徹底的にやると。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 私たちの会派で考えると、何でこんなことが必要なだろうと率直に思うのです。その上、1のところ「同一理念を有する政策集団を結成することができる」でしょう。その運営については、会派で運営すればいいのですよ。よく言われる会派の議決拘束とか、それは会派で考えればいいことで、ここに書くことではないのではないかなと。それよりも、この骨子のところの会派間の調整機能を持っているのだよという議論、多分これほかのやつなんかではそういうふうにかかれているので、そういう記述なのではないかと私は思うのです。会派の中のことは、会派の自主性、自立性ではないかと思えますけれども。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 実際問題、会派においても、全然そんな政策立案とか、あるいは政策決定、あるいは議論は尽くしていない。現実今でもそういう傾向が多いのであって、ほかの市議会だってみんなそうだよ、こんなの。だから、あえてそれは言っておいたほうがいいのではないかと。やっている政党もあれば、やっていないところもあるよね。ここら辺は、しっかり会派の規定として入れておいたほうがいいのではないかと。

松野豊委員長 藤井副委員長。

藤井俊行副委員長 これも議会の合意形成と同じような意味合いで、会派として意見を発信する場合には会派内の合意形成が必要ですよということですか。議員個人の意見は議員個人の意見として尊重はしますが、会派の意見とは違う。例えば基本計画の36施策の中ですべて何でもかんでも合意していますよという会派どこもないと思うのですよ。大きな問題になればなるほど自分たちの信念とか持っている部分がありますので、その発言を同じ会派なのだからこれに従ってくれよということで代表の一存ですべて従わせるわけにもいきませんし、今回の自治基本条例でも私たちの会派ではしっかり集まって結構長い時間議論をしながら、今回は仕方ないという部分も結構出てきてしまって、高橋会長には非常に御迷惑をかけているところもあるのですが、ただ会派と意見を委員会や特別委員会等で表明していく場合には、合意形成のもと会派の意見を集約するということはあ

る程度明確にしておいたほうがいいのかと思っています。これは、多分私たちの会派等の問題があつてクローズアップされているのかなと思いますので、今後ほかの会派でも発生し得る問題ですので、議論をお願いします。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 私の受けとめ方の確認ですけれども、議会のほうで議決されたものについては、いろいろ討議した結果、責任を議会としてとっていくと。全員でね。そういうとらえ方で集合体として責任をとるということを先ほど伺いました。それで納得しましたけれども、今の会派の問題ですが、会派内で話し合い、調整した後の決定では、多少個人が合意できない会派であっても、それがあつた代表が発表したことに對し合意されたものということで、そこは責任を同じくするというとらえ方でよろしいのでしょうか。それでいいと思うのですけれども。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 議決は、それぞれ違う場合があるでしょう。予算なら予算が成立するではないですか。その予算に反対したとしても、執行機関をチェックする議会議員としてはきちんとその予算をチェックする責任を負うという意味であれば十分わかりますけれども。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 重ねて言いますが、会派のことは会派内の民主主義をいかに発揮しながら会派としての意思を決めていくかということで、議会が介入する問題ではないと思います、全体が介入する問題ではないと思うので。いろんな議会基本条例を見たけれども、こういうふうな形の規定つてないと思うのです。入れるとすぐ目立ってしまう。何でこんなに入っているのというふうになってしまうのではないかなという気がするのです。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 私は、先ほど言ったように、こういうことが日本全国でも、あるいは流山市議会でも十分やられていないから、これは会派の原則として入れたほうがいいのではないかと。会派内調整後ということがあつたけれども、議論を尽くし、会議においてと、そういうふうに入れればいいのではないかとということです。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 さっき松野さんが言われた定額給付金なんかで報告があつて、ああいう統一見解ではなくて、別の意見が出るということはあると思いますよ。ただ、それはあるのだけれども、例えば予算審議に賛成か反対かとか、それから自治基本条例、まちの憲法と言っているようなテーマによってばらばらというのはおかしいのであつて、例えば国際姉妹都市に賛成か反対かなんて、こんなのは別に会派でばらばらだつて何の問題もないですよ。だから、テーマによってばらばらになるのはおかしいというテーマは必ず幾つかありますから、そういうことを考えると、この会派の規定はあつたほうがいい。原則はこうだということで、あつたほうがいいと思います。

松野豊委員長 これも預かりでいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、2番は預かりで。

暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時48分

松野豊委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、第2章の代表者会議のところですが、1個ずつなので、3つ一遍にやります。代表者会議と全員協議会と議長の権限と役割についてです。何か御意見ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

松野豊委員長 もう全部会議規則にしてしまったのですけれども、よろしいですか。会議規則で定めるといふふうにしたとは、状況とか時代時代によってちょっとあり方とかがもしかしたら変わってくるかなということもあって、条例にしてしまうと全部議決をしていかないといけないので、これについては京丹後市方式でいえば運用基準ということなのですけれども、流山市の場合は会議規則でいろいろ定めているので、会議規則で協議しながら状況に応じて変えていけばいいかなということで、このようにしました。

田中人実委員。

田中人実委員 自治法で改正された云々という表現は入れなくてもいいのかな。これでいいの。

松野豊委員長 今おっしゃられたのは、議員の身分のところでは代表者会議と全協の位置づけが正式になったとか、正式な会議として認められたわけですからけれども、この辺も会議規則で触れていけばいいかなということで結論づけました。

では、2章は以上でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次に、3章です。

市民と議会の関係ということで、まずこれは8条からやりたいと思います。市民参加及び市民との連携です。

酒井委員。

酒井睦夫委員 まず、市民から見て議会に対する一番の不満は、何をしているかわからないというのが一番の不満と言われているので、それにこたえる条文としては1番ですよ。説明責任を十分果たすものとする。議会は、市民に対し議会活動に関して有する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに説明責任を十分に果たすものとする、これは今でもやっているわけでしょう。ホームページでやっているし、議会だよりも書いていると。なおかつ市民から見ると何をやってい

るかわからないということなので、もう一ひねり何かが必要のような気がします。

2番は、議会は市民との意見交換の場を多様に設けるものとなっておりますけれども、議会としては今何もやっていないでしょう。この間議会基本条例の集会をやったのが初めてで、議会としては何もやっていないので、多様に設けるものとするというのは具体的にどういうことなのかイメージがわからないので、全議員参加の報告会を行うなどとか、何か1つ具体的な事例を挙げて何々など多様に設けるものとするという説明がないと、どういうことを考えているのかがちょっとわからないです、この2番は。何々などという、その例を出してほしいなと思います。

松野豊委員長 2番については、成文化のときにその議論もあったのですが、先ほどの代表者会議、全員協議会、議長の権限と役割を会議規則で定めるというのと同じような議論で、これ吉原さんからの指摘もあって、条例で余り具体的にしてしまうのは条例としてはそぐわないということがあったので、具体的な議会報告会だったり意見交換会だったり回数だったり別に定めたほうがいいのではないかと。例えば会議規則なり、あるいは運用基準なりを設けて、そこで規定したほうがいいかもしれませんというアドバイスがありまして、ちょっと広い解釈ができるように表現をしているということです。

竹内主査。

竹内議会事務局主査 補足で御説明をさせていただきます。

酒井委員から今ございました8条第2項、具体的なものを入れたほうがよろしいのではないかとということに関しましては、この後9条を御議論いただくわけなのですが、9条が議会報告会ということになっております。9条の解説を見ていただきますと、ここでは前条第2項の市民との意見の交換の場の一つとして議会自らが云々という形で書いております。8条第2項を担保する実効性の条文を第9条で具体的に言うておりますので、ここでは表現をしていないということになっております。また、条例の中であまり具体的に規定しますと、それ以外はできないという解釈にもなりますので、今後も対応の場を広げられる意味も含めてこの表現にしております。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 2番目の問題で言うと、市民との意見交換の場を多様に設けると。市民の意見を聞いて、政策とかそういうものに生かすという意味だと思うのですが、具体的にそれらも含めて市民がどういうふうに参加してくるのかということがちょっと弱いような感じを受けるのです。それが1つあります。それから、「情報を積極的に公表し」とあるのだけれども、大阪の今回の知事、情報は全面公開しているのだよね。労働組合とのあれでも全部公開しているし、ほかも全部やっているのだよね。だから、これは積極的ではなくて徹底的にと。そこら辺も含めて、情報公開というのは、私は秘密はありませんから、議員もないと思うのだよね。だから、徹底的にとかやったほうがいいのではないかと。「積極的」では何か裏にあるのではないかと思われるから。そこら辺が1つと、酒井さんと同じようなあれなのだけれども、議会は市民との意見交換の場をということで、

市民にどういうふうに参加させるか、そこら辺を少し入れておいたほうがいいのではないかと思うのだけれども、これは市民との関係だから、意見交換に参加したって、市民がただ参加するだけでは意味がないのだよね。ほかの市の例だと、請願とか陳情なんかは市民の政策だというようなことを言っているのだよね。そういうことも取り入れて、こういう形で書いているところもあるのだよね。そこら辺をどうするかということをもう一度討議したほうがいいのではないのかなと。

松野豊委員長 要議論だと思いますが、繰り返しになりますけれども、成文化のところでは、今事務局の竹内主査からもありましたが、余り細かく規定してしまうと、わかりやすくなる一方で身動きがとりづらくなるというか、ここに書いたこと以外はできないという解釈にもなり得るので、少し広い表現にしたと。条例では広い表現にしたと。具体的に何をするのかというのは、今後の皆さんとの協議の中で、議会基本条例をつくったときにやった報告会、シンポジウムであるとか、あるいは意見交換会であるとか、その後に9条のところの規定しています議会報告会とか、さまざまな手法があると思うのですが、こういうちょっと広い表現を置いておくことで、さまざまな手法をそのときそのときに議員さんたちが議論をして、こういう市民参加、市民から意見を聞く場があるよねというのを、手法はさまざまあると思うので、そこを後に生かせるようにちょっと広い表現にしたということです。

戸部委員。

戸部源房委員 ちょっと広過ぎるのではないかと。だから、市民参加、あるいは市民の意見を聞くということを議会は積極的に取り入れますというような方向に向かっていったほうがいいのではないかと。市民のあれを議会がどういうふうを活用するかということで、市民の積極的参加とか意見聴取とか、そういうものに持っていくような形でやったほうがいいのではないかなというふうに私は思うのですけれども、皆さんどうですかと。

松野豊委員長 いかがでしょうか。

乾委員。

乾紳一郎委員 戸部さんの言うのは、ただ意見を聞くだけではなくて、もっと主体的に議会のいろんなところにとということだと思えるのですけれども、確かにこの表現だと、交流するということはあるのだけれども、その先がないというのは、確かにそうなのはそうですよね。他市の例になりますけれども、伊賀市でどういう書き方をしているかという、議会は市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに政策提案の拡大を図るものとするということで、意見交換の場とそこを結びつけている条項がありますけれども、そういうのも……

松野豊委員長 もう一回後半を言ってください。「市民との意見交換の場を多様に設け」の後をもう一回お願いします。

乾紳一郎委員 議員の政策立案能力を強化するとともに政策提案の拡大を図るものとする、そういう書き方をしていますので、ただ聞くだけではなくてということであれば、そこも含めて書き込んで

おいたほうがいいのかもしいかなというふうに思います。

松野豊委員長 草間研究員、指名がありましたので。

草間研究員 まず、戸部委員の御発言だと、聴取という言葉が使われていたのですけれども、こちらは意見交換というふうになっておりますので、聴取よりは一步踏み込んだ形になっているということで、要するに聞きっ放しではなくて、これは交換でございますので、意見をちゃんと交わさなければいけないという場でございますので、また多様に設けるものとするというのは、出向いていくこともあれば、この議会に来ていただくこと、またこの議会という次元ではなくて、ホームページなどでも意見交換ができるということで、拡大解釈が非常にできるものとなっております。ですので、御議論としてはいろいろあると思うのですけれども、私もこういう表現のほうが市民の方々にとってもよろしいのではないかなというふうに考えております。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 私は、議会がより市民のあれを聞くという意味でもうちょっと具体化したほうがいいと。何のために聞くのか。これは、非常に幅広くなってしまっているよね。やってもやらなくてもいいようなあれにとれるよね。

松野豊委員長 今ちょっとまた画面を見ていただきたいのですけれども、先ほどの乾委員の他市の事例の紹介も含めながらちょっとまた赤を入れましたので、とりあえずこれでいかがですかという議論なのですけれども、議会は市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに政策提案の拡大を図るものとする、よろしいですか、これで。何か丸写しみたいになってしまいましたけれども。

乾委員。

乾紳一郎委員 意見交換の目的をはっきりさせているという意味では、そのほうがいいのかなど。いろんな交流をしても、市民の願いとしては、それがどう例えば条例提案だとか政策提案に反映されるかということになると思いますので、その目的がしっかりしたほうがいいのかなど。それでいいかなというふうに私は思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 このままやるということではなくて、もう一回文言に関してはあれしてほしいのだけれども、趣旨としては私は賛成です。

松野豊委員長 これ「ものとする」だと義務規定になってしまうので、拡大に努めるものとする。

乾委員。

乾紳一郎委員 ここのところではなくて、最初酒井さんが言ったところ、1条のことなのですから、「積極的」を「全面的」に変えるかどうかはちょっと別として、私はこの規定で十分意味があると思っています。というのは、説明責任があるということで、今は一方的にホームページとかでやっていますけれども、これが入ると逆に説明をちゃんとしろということをして市民ができるわ

けですよ。こっちは答えなくては行けない。それは、議会としても会派なんかにもあると思うのですけれども、この規定が入ることで単なる今の延長線ではない意味合いがあるというふうに思いますので、私は全面的であろうが積極的であろうがどっちでもいいのですけれども、この規定でいいというふうに思います。さらにということは要らないのではないかと思います。

松野豊委員長 あとは、後々の議論になるかもしれませんが、積極的だとすると消極的だという戸部委員の意見もわかる一方で、全面的に変えてしまうと、全面ですから、原則全部公開しなければいけない。ただし、過去にもありますけれども、公開できないもの、ちょっと事例を言うとまずいので、あれですけれども、休憩して事例を出してもいいのですけれども、あるわけですよ。原則全面公開なのだけれども、どうしても秘密会をやらなければいけないときがあるわけですよ。個人名が出てきてしまったりとか、公開できない正当な事情があって秘密会をせざるを得ないときもあるけれども、原則は公開だというふうにしておかないと、そこを担保しておかないと、「全面的に公表し」という表現にしてしまうと、条例で全面的となっているのではないかと、何で秘密会やっているのだという話にもなりかねないので、ちょっとここは整理させていただいて、預かりということでもいいですか。皆さんの趣旨は理解できます。

乾委員。

乾紳一郎委員 あと、これ抜けてしまっているなと思ったのは、議会は原則公開であるということがちゃんと出ていないでしょう。どこかで入れましたか。それは、これまでの積み重ねの中で確認されてきたことなので。

松野豊委員長 ちょっとそこは整理します。今2章でやった2条のところの1番で、公開性、公正性、透明性、信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すことになっているのですけれども、原則公開というふうにはしています。

竹内主査。

竹内議会事務局主査 公開のことなのですが、本会議はもちろん公開と決まっています。委員会につきましては、第6章に委員会の規定がございますが、17条第3項、この中で全面公開ですから、ここですべて全面公開というのは担保されておりますので、改めてあえて規定する必要はないかなと思っております。

松野豊委員長 あとは、ちょっと整理しなければいけないのは、現状は公開されていない会議は協議会なのです。つまり、全員協議会とか、あと代表者会議、それといわゆる常任委員会、特別委員会でもありますけれども、臨時に行われている例えば教育福祉常任委員会協議会みたいなやつは原則公開ではない。要するに、協議会は公開なのですけれども、委員長の許可を得るようになっていきます。流山市の場合は、本会議は当然公開ですけれども、本会議と常任委員会、特別委員会は、以前は委員長裁量で公開か非公開にするということでしたけれども、それはもう撤廃して、既に以前の議会改革の中で、会議規則の見直しの中で一々委員長の許可をとらなくても原則公開というふう

に変えたのです。ただ、積み残しているのは、協議会と代表者会議だけはまだ公開にはなっていないというところなので、議会全体のものを全面公開するとなると、代表者会議と全員協議会をどうするかという議論もちょっとしていけないといけないので、どうするかという話ですけれども、ちょっと事務局に確認なのですけれども、代表者会議と全員協議会は議長の許可があれば傍聴できるのでしたっけ、一般の人も現状は。

倉田次長。

倉田議会事務局次長 今委員長のほうから言われました傍聴の関係なのですけれども、代表者会議、あるいは全協、これについても要綱なり要領、そういう形の中で定めないとできないと。そういう要綱を今つくっておりますけれども、それについてはまだ入っておりません。

松野豊委員長 なので、いかがでしょうかということなのですけれども。

戸部委員。

戸部源房委員 代表者会議とか全員協議会とか、これようやく認められたところだよ。今規則でこれはきちんと討議して決められるということなのですけれども、基本的には全面的な公開ということで持っていったいいのではないかと思うのだよ。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 気持ちはわかるのですけれども、調整段階の話が多いのですよ。例えば全協でも自治基本条例だとかそういう場でやっているの、そのところを公開した場合に果たして市民の方にとって正確な情報公開になるのかということも考えなければいけないので、それは将来の課題で残しておいたほうが私はいいと思います。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 これです最後にします。さっきコメントを言った僕の趣旨は、具体的なことがないとかわかりにくいのではないかと。ここずっと読んで、説明責任は十分果たしていますよということまで今だって逃げられるわけですよ。もうホームページで全部やっているし、傍聴全部オーケーしているし、公開しているし。だから、具体的にこの基本条例によって何がかわるかという期待感というか、理解を深めるために具体的はことがあったほうがいいという趣旨は、さっきも言ったように、議員が何やっているかわからないという市民の不満に対してこたえるには、これではなかなかイメージがわからないので、僕が前に提案して全員に否決されたあれありましたね。議員が2年間こういうテーマに取り組みました、今後2年間でこういうテーマに取り組みますというのを議員になって2年たったときに全議員のものを公表すると。それは、情報公開でもあるし、何をやっているかということがわかる方法でもあるのですけれども、それは個別具体的なことで、基本条例ですから、そこまでは書けないというのも私は理解して、結局この条例でしようがないのかなというふうに思うのですけれども、私が言っているのはそういうことなので。これを読んで、これは変わるな、これはよくなるなと期待感を持たせるものが具体的にあればよかったなということですが、さっきの竹

内さんの説明なんかでも、そこまでは書けないということであればしょうがない。

松野豊委員長 あとは、実際の行動というか活動で、議会基本条例は基本条例ですから、酒井委員がおっしゃるように、議会基本条例の中身読んで変わるなどかという期待感というのも大事かもしれませんが、それがすべてではなくて、これが3月に上程されたことで、それでゴールではなくて、ストップではなくて、そこからこれを規範にしてというか、いろんな報告会をもっと積極的に開催するとか、いずれは、またこれは今後協議でしょうけれども、酒井委員が以前に御提案をされていた議会の議員の報告、何か福島町がやっているようなことをやろうとかというのをさらに議論して進めていくとか、議会基本条例が上程されて、条例としてちゃんと認められて、それを規範に議会の活動として、今後近い将来に出てくる現象を見て市民の方に御判断いただければいいのかなという考え方もあると思うので、今いろいろ議論している中で、先ほど積極的に全面的とか、あるいは徹底的ともっと強さを出してもいいのではないかという議論もあったのですが、一たん「積極的」で戻させていただいておいて、ちょっと預かりにさせていただきます。

戸部委員。

戸部源房委員 私は、より具体的に出していったほうがいいと。大阪の知事が今やっているのは全部公開なのです。確かにマル秘の部分がありますよ。それはあるでしょうけれども、ほかの場面は全部公開なのです。労働組合のあれだって公開だし、各市町とのあれだって全部公開しているわけだよ。それで、府民の判断を仰ぐということにしているわけだよ。だから、情報をどのように公開するかというのは大事なことなのです。私は、積極的にというのだったら今現在の状況と変わらないのではないかと。だから、徹底的にとか、あるいは全面的にということをぜひお願いしたい。それで、代表者会議、全員協議会の問題については、そこら辺については会議規則で考えるということなのだから、これはこれとしていいだろうと。

松野豊委員長 藤井副委員長。

藤井俊行副委員長 例えば今日現在の感覚でいくと、全面的に公開されていないのではないかと、議会は何やっているかわからないのではないかと市民の多くの方が感じ取っているというのは私もわかります。ただ、議会基本条例でも、あるいは議会運営委員会でも議会改革の流れの中で、議会報の動きについても、あるいは代表者会議でも広報広聴委員会に格上げをして、それで積極的にやっていくという流れでありますので、もうじき改選といえますか、議員が変わる時期になりますので、その中で徹底的な公開というのが見えてくるのではないかなと。そうしますと、そこで見えてきた段階では、あえてこの条例の中にそこまで書き込んでおく必要はないのかなと思っているのですけれども、どうでしょうか。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 少し戻ってしまうかもしれないのですが、市民が議会なり議員が何やっているかわからないという現状は確かにあると思うのです。知っている人は知っているし、知らない人

は知らないということで、例えば広報ながれやまをどれくらい読んでいるかとか、あるいは議会だよりをどれくらい読んでいるかとか、議会報告を出していても、どれくらい目を通してくれるのかというのは、興味関心を持っている人がどれだけいるかということと、それをこちらへ引きつけるためには、どういうことをやれば目を向けていただけるのだろうかというところ、幾らこっちがやってもなかなか興味関心をこちらまで持ってこない。何をやれば持ってくれるのかなど。私は、知っていただくため、市民がこちらに理解をしていただくため、知るためというか、どういうことをやればこちらを向いてくれるのかということも非常に大事なことだと思うのです。よくアンケートでもそうですけれども、広報ながれやまを出してどれだけ読んでいるかというところ、ほとんど読んでいない、こういう実態もあるわけなので、当然私たちは努力していても、こういう世の中で目を向けていただくには、はっきり言って悪いことか違反でもしない限りは目を向けないと、それくらいに感じるのですよ。私は、議会報を1万5,000部、地域配布ですけれども、やっているけれども、いいとき三、四件、誤字脱字、あるいは意見がありますけれども、ないときもあります。あったときは大変うれしいですけれども、なかなかそれでも理解してもらうには大変だよということを申し添えておきます。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 文言については、戸部さんもこだわらないようですので、積極的ということにして、それで公の会議として、代表者会議も、それから全員協議会も法律に規定されたので、当然公開というのは出てくる話なので、この辺は急いですべての会議を公開していくということをやっていく必要があるということは確認をしたいなと思います。

松野豊委員長 第3章で、市民参加及び市民との連携という中での公開性というか、これは公開ではなくて公表にしているのですけれども、厳密に言うと、1項については使い分けをしているのですが、今ずっと議論をさせていただいていた中で全面公開が基本ではないかという議論が多かったので、ここはむしろ3章の8条の1項ではなくて、第2章の2条の1項の1号、「公開性、公正性、透明性、信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと」と今はなっていますけれども、もし全体に全面公開、要するに情報をどんどん先ほど戸部委員がおっしゃったように積極的にというか徹底的に公開していくのだということであれば、例えばですけれども、またちょっと議論が拡散してしまうかもしれませんが、「公開性、公正性、透明性、信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指す、全面公開を基本とすること」とか、こっちにかかる話だと思うので、第3章の8条の1項については一たんちょっと正副で預らせていただいて、2条の1項の1号のところの表現も含めて再度御提示をさせていただくという整理でよろしいですか。

田中人実委員。

田中人実委員 全面公開に否定的なことを言っているのではなくて、ここは全議員にかかわることだし、それから代表者会議ですので、もう少し慎重な議論をしたほうがいいと思います。

松野豊委員長 だから、あとは今後の段取りですよね。特別委員会の中ではもう十分いろいろ議論されていますけれども。

田中人実委員 このところは、全部そうなのでしょうけれども、書き込むにしても、ここで決めてしまう前にきちんと他の議員にもその辺は説明をしておかないと。特別委員会で決めてしまいましたと、それで議決をといたときに慌てて説明していくのでは混乱を起こしますので、前段にきちんと説明しておくべきだと思います。

松野豊委員長 それは、多分来年以降というか、今後の段取りのところでちょっと後で。全議員に対する説明会みたいなのをもしかしたらやったほうがいいかもしれないので、それは今日のレジュメの2番の今後のスケジュールのところで後で。

田中人実委員。

田中人実委員 そういう段取りを踏まなければならないとなれば、一応特別委員会で会派を代表して議論はしていますけれども、自由討議ということが入っているわけですから、全議員を集めて、ここで議論を。何で議会基本条例でこういう条項にしたのですかとかという質疑も受けながらこちらで説明をしていかないとまずいと思います。

松野豊委員長 では、それは後で段取りを。全議員への説明会実施の時期も含めて後でスケジュールのところでやりたいと思います。そうはいつても、今日2名欠席していますけれども、この9名の中である程度合意形成しておかないと全議員に出したときにまたぐちゃぐちゃになるので、一応一たん預らせていただいて、次の特別委員会で。まだ今日全部終わっていないですけれども、幾つか宿題になっている項目があるので、これは一回ちょっとこちらで預らせていただいて、整理したものを再提示して、そこで特別委員会の中でもう一度議論をして、その次の段階で今田中人実委員から御提案いただいた全議員への説明会というか、意見交換というか、特別委員とそれ以外の議員さんたちとの説明及び意見交換という場をちょっと別に設けるということで、これは後で日程とかは決めたいと思います。

では、ここはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、9条にいきます。

9条は、議会報告会で1、2と設けましたが、こちらについてはいかがでしょうか。

高橋委員。

高橋ミツ子委員 1項を読むと、議会報告会を行うというのは、こちらが一方的に行って、意見を聞くという部分がここでは出てこないのですけれども、一方的に行うということなのか含まれているのかということと、対話集会であれば、あるいは意見交換会で報告会と……報告会というのはこっちがするわけでしょう。それに対する質疑応答というのはもちろん加えるのだらうと思うのですが、この文言だけでいくと、報告を一方的にするというふうに私だと思えるのです。だから、

この辺の意見交換会、対話集会、あるいは意見聴取をするのかということ、解説のほうに書かれておりますが、開催単位とか現実問題としてどういうふうに行ったらいいのか、仕方もあると思うので、その辺はこの解説の実施要領で定めますというから、そこで定められるのかと思いますが、やっぱりきちんとどのように行うかは検討しておいたほうが良いというふうに思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 議会報告会を行う目的として、市政の諸課題に柔軟に対応するためという文言になっているのだけれども、何かわかるようでわからない言葉なので、僕は率直に市民への報告と意見交換の場の一つとしてというふうにはっきりさせたほうが良いのではないかと思います。

松野豊委員長 これ策定の段階では、意見交換会と議会報告会を明確に分けるつもりでつくってしました。意見交換は意見交換ですから、意見交換する場と。議会報告会というと、先ほど高橋委員からも御指摘があったように、報告ですから、議会としてこういう活動をしましたとか、これは議会基本条例にかかわらずだと思いますけれども、さきの議会では市民経済委員会でこういう議案が上がって、市民経済委員会の中でこういう協議をして、採決の結果こういう結論になりましたとか、報告会だと思うのです。そこにただ運用上最後に質疑応答を入れるとか、その報告会の中で質疑応答を入れるとかというのは当然ありだと思うのですけれども、その質疑応答が意見交換になるのではないかという考え方もあるのですが、この特別委員会の中でずっと積み上げてきた議論の中でも意見交換会と報告会というのがごっちゃになって議論されてきていたので、明確に条例上では分けたほうが良いかなということの意図もあって分けたという感じです。それで、いろいろ御意見いただければと思うのですけれども、今乾さんからあったように、両方セットのほうが良いのではないかということ言い回しの表現の御提案がありましたけれども、市政への報告と意見交換の場としてというふうに条例に入れてしまって、両方入れたほうが良いのではないかということでしたが、御意見があれば。

酒井委員。

酒井睦夫委員 今松野さんのお話を伺って、市民経済委員会でこういう議論をしてこうなりましたという、こういういわゆる報告会、市民はほとんど興味ないと思うのです。だから、私がこれを読んでイメージしたのは、一般報告としてそういう報告をして、もう一つ市民が興味を持つやつをやらなければいけない。それは、例えば党派によって意見の分かれた小山小学校、あのPFI反対だという人と賛成だという人と両方の意見を戦わせるやつを市民の前でやると。そうすると、ぐっと論点が整理されて理解がしやすくなると思うのです。だから、第1部が一般経過報告で、第2部がこういう争点のあるやつをやるという、僕はそういうイメージでいたのですけれども、この書き方はそういうことができないというのであればちょっと書き方を変えてもらいたいし、運用上できるということであれば、私はこの書き方でも良いと思います。

松野豊委員長 言葉の問題なので、もう一つの議論としては、議会報告会という言い方ではないほう

がいいのかもしれないという議論もあるかなど。議会報告会という、やっぱり報告なのかなというのが純粹に思ったところだったので。

竹内主査。

竹内議会事務局主査 成文案の中にかかわっていた一人として補足説明させていただきますと、まず1点、高橋委員からありました意見交換会等は含まれているのかということなのですが、第9条の解説の中に書いてあるのですけれども、詳細については議会報告会実施要綱で定めますと。この大きな違いは、議会報告会を義務化しているというところなのです。やらなくてもいいという事ではなく、議会報告会を義務化しているというのがこの議会基本条例に位置づけている大きなことでございまして、その詳細につきましては、先ほど酒井委員からご意見がございましたように、第1部を報告会にするとか、市が市民に大きな義務を課すような例えばごみ問題であるとか、そういったものについて意見交換をする場を第2部に設けるとか、そういった運用については今後議論していただく議会報告会実施要綱の中で定めていくという意味でございまして、お二人がおっしゃっているものを含めてこの9条で包括しているものと考えております。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 市民との意見交換の場というのは、この前の2条で市民の参加も含めて規定しているわけだね。それで、その一つの手段として報告会を義務化していると。私はこれでいいのではないかと。ただ、市政の諸課題に柔軟に対応するためとありますよね。だから、ここら辺の文言を少し変えればいいのではないかなど。具体的にどういうふうにするかは、これ栗山町でもどこでもそうなのだけれども、実施要領というのは決めている。その上に沿って、どういうことかというのはいくらも議論しなければいけない、やる場合は。そういう形で整理していったほうがいいのではないかなど。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 議会として報告会を行うというのはよくわかります。しかしながら、これは議員の活動原則、個人の議員のほうにも関連してくるかと思うのですけれども、会派でやったり党でやったり個人でやったりということも考えられると思うのです。報告会というのは、議員の活動としても考えられる。そこら辺はどういうふうになっているのか。ここの場では議会ですから。

松野豊委員長 個人とか会派は、自由にそれぞれやってくださいということです。それは、条例にまで規定してしまうとおかしくなってしまうので、議員とか会派はそれぞれ個々で企画してください。ただし、議会としては、年に1回になるか年に2回になるか、それも実施要領で議論すればいいのですけれども、必ずやるのだと。努めるものとするとかというのは義務規定ではないのですけれども、この成文化の原文の結びを見ていただくとわかるのですが、行うものとするというふうに結んでいるのです。つまり、義務規定なのです、条例上でいうと。先ほど竹内主査から補足がありましたけれども、年に1回になるか2回になるかわかりませんが、もっと回数も増えていくのかも

しれませんけれども、報告会を議会としてやらなければいけないということです。

高橋ミツ子委員 議会全体としてこの報告会を実施するということですね。

松野豊委員長 そうです。

田中人実委員。

田中人実委員 先ほど酒井委員さんがおっしゃったああいう考え方をこの議会報告会に入れるとすれば、1条の市政の諸課題に柔軟に対応するためというところがちょっとよくわからないので、市民の意見聴取の場としてとか、そういうふうにすれば単なる意見交換会よりもっと進んだものになると思うのです。例えばPFI方式で建てるのがいいのかごみがどうなのかというときに市民の意見をじかに聞いて、私たちの判断の材料にもしていくぐらいの重要な報告会なのだという位置づけができると思うのですけれども、その案文はお任せしますけれども、その辺をちょっと加えてもらえればより鮮明になるのかなと。

松野豊委員長 また画面を見ていただければと思いますけれども、変えました。議会は、市民への報告と意見聴取の場として議会報告会を行うものとする、これでどうですか。報告会に関するところは別に定めるので、実施要領で細かいこと、時間であったりとか回数であったりとか、その企画の内容、中身であったりは実施要領で別途定めると、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、第4章です。

今度は、議会と行政の関係です。10条からいきたいと思います。議会と市長と執行機関との関係ということで3条ありますが、こちら御意見あればいただければと思います。

先に補足しておきますと、これはこの後御議論いただければと思いますが、反問権については成文化の段階で3項のところ。10条の3項であります。第2項の目的を達成するため、議員は一問一答方式を広く活用し、市長等は議長または委員長の許可を得て議員の質問に対して反問することができるというふうにしましたが、議論の過程の中では、反問権については、設けてもいいけれども、議員の質問の趣旨とか意図がわからなかったときに限ったほうがいいのではないかという御意見もあったのですが、他市の事例を見ても、今成文案に出している「反問することができる」で細かい説明を入れていない場合と「議員の質疑に対して趣旨が図りかねた場合とか」という前文を入れている場合とあるのですが、成文の段階では、成文化チームで協議した中では、我々選挙を通して受かってきた議員ですから、余り及び腰にならずに堂々と議論すればいいのではないかという議論があつて、成文化の案の段階では余りごちゃごちゃ前置きを置かずに反問することができるというふうにしてございます。これは、また議論をこの中でいただければと思います。

田中人実委員。

田中人実委員 2項に「本会議における議員と市長等の質疑応答は広く市政上の論点及び争点を明確にしなければならない」と書いてあるのですが、議会の一般質問でも、例えば憲法解釈だとか自衛

隊のあり方だとかというときに現実にはそういう質問が出ますよね。市長は、当初は市長の立場では答えられないとかいうのが多いのですけれども、私的立場ではこうだというふうにお答えいただけるときもあるのですけれども、こここのところの表現をちょっと現実に即しておかないとまたもめるのではないですかね。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 私たちは、市政というのは首長の基本姿勢によるというふうに考えているので、質問する場合は、市長の政治姿勢を問うという質問なので、それがメインでやっているわけではないので、現状でも十分やれるというふうに思っています。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 私は、今の話とちょっと違ってしまいますのですけれども、反問することができるというところで、今までの議論の中で私は反問権については慎重に検討すべきであるという立場でお話ししてきたと思うのです。その必要性とか、あるいは先ほども委員長が説明してくださいましたけれども、理解ができない場合に逆にもう一度尋ねられてくるという反問はよろしいかと思えますけれども、場合によると、私なんか1人会派であるから言うのではなくて、それもあるのですけれども、1人である場合は、結局執行部の反問権で追及されてきたら、悪い言い方をすると、つぶされているという思いとか、そんなことはないと思うけれども、そういう慎重論も必要だなということで、全面そのままうたってしまっているのか、それともちょっとただし書きとか、解説を入れておくぐらいのことはしておいたほうが。入れるとするならばという考えです。

松野豊委員長 議論しながら合意形成できればと思いますけれども、議会は言論の府ですから、別にそれは高橋委員ということではなくて、高橋委員が以前にも御心配されていた、例えば改選後の1年生の知識がない議員さんが、つぶされるという言い方がいいかわかりませんが、やり込められたとしても、それは個人的にですけれども、皆さんで議論できればと思いますけれども、それでいいと思うのです、僕は。それで悔しい思いをして勉強するモチベーションになればいいと思うのです、議員ですから。それで、今度逆にやり込めるというか、やり返すというか、まさに言論の府なので、例えば、2日前なので、印象がすごく強かったのも、僕はすごくよかったと自分で思っているのも、あれなのですけれども、給付金のことばかり出して恐縮なのですけれども、給付金の田中人実議員の質疑と高野代表のやりとりは本当にすばらしかったと思っています。実際にあの後本会議が終わった後に副市長も部長に指導したのだと。要するに、高野さんみたいにああやって毅然と答えていいのだと。遠慮する必要ないのだと。あれが議論なのだということをおっしゃって、まさに僕は共感したのですけれども、そういうことも含めていろいろ皆さん御議論いただければと思います。

田中人実委員。

田中人実委員 2項の解決策としては、「広く市政上の」をそっくりとってしまえばいいのです。本

会議における議員と市長等の質疑応答は論点及び争点を明確にしなければならない、そのようにしておけばどうってことないのです。そこだけ先に片づけておけばと。

松野豊委員長 では、先に2項やります。

これとるということでいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、これとります。

では、3項にいきたいと思えますけれども、3項はいかがでしょうか。

戸部委員。

戸部源房委員 反問権、これは当然議員同士でいろいろ論議して一つのあれを持っていくように、当然執行部に対しても、こちらがいろいろ提案したり、あるいはこれはだめだというような関心をやるわけですから、当然相手の形も返ってきて当然だと。そういうふうには将来的には持っていかなければ。我々は何のためにやるかといったら、流山市をよくするため、あるいは福祉のためにやっているわけだから、これは当然だというふうに思います。ところが、現実には違ふよということがありますけれども、もっと力を蓄えて、そういうふうにするようにやればいいのだ、これから。そういうふうにするので、私はあえて規定することはないと思います。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 反問権でいえば、私1期のときの市長にさんざんやられましたよ、もっと勉強してこいとか。やっぱりそれで鍛えられるという面もあるし、要するに首長の考え方で紳士的にやってくるとこなれてくると思います、書いておいて。

それとあと、今議会で、さっきの部長は毅然と答弁していいのだということと関連していると思うのだけれども、かつて議員が一般質問して、まだ予算編成中の事項について来年度新年度でやりますとか何人もの部長から。ある部長は、市長の判断でとか、政策判断で一言加えましたけれども、部長の判断で。まだ要求している段階ですよ、予算を。来年度やりますと。随分ありましたよね。私今まで議員やっていて記憶ないのですよ、そういうの。それはなぜかという、議員から一方的に質問されて苦しくなって、言葉は悪いのですけれども、リップサービスをしてしまうと。かつての部長というのは、せいぜい新年度予算の中で十分検討していきますとか、その程度の答弁を引き出せば最高だったのですけれども、初めて聞きました、今議会。あれは、いいようだけれども、本当はあってはならないことですよ。予算編成権と執行権は市長が持っているわけですから。それを一分野の部長がやりますというのは、逆の意味で全然議会と執行部との緊張関係がないと。緊張関係があり過ぎてそう言ったのかもしれないけれども。それはわかりませんが。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 今の議論でいうと、僕はそうは思わないというか、実際に部長答弁も全部副市長のところまで市長までチェックをしていますので、当局はだれが答弁するということで答弁者を割りつけ

るのではないですか。だから、部長答弁であっても市長答弁というふうを受けとめれば、それは反映させますということの話ですので、そこまで考えなくてはいいいのではないかなと。

それで、反問権についてなのですけれども、私は議論を活性化させる上では反問権はあったほうがいいなというふうに思っているのです。ただ、実際の運用上の中でいろいろ危惧があるということも理解できるので、今例えばぱっと反問されたときにその場で答えられないとかってなるのではないですか。そういうときは、休憩をとるとか、そういうことも含めて丁寧な運用を。休憩とればいいわけでしょう。休憩をとって、議会の時間が長くなるかもしれないけれども、それでそれに対してまた答えて質問を続けるという、そういうやり方をしていけば。この前の給付金だって、質問が出て、休憩をとって答弁を整理してってやったから、そういうふうな形でやればいいのだというふうに思うのです。そういういろんな危惧があるのを整理しながら、原則は市長とも政策論議をしていくまでに発展をさせていくというか、必要なかなと思います。

松野豊委員長 条文としてはこれでいいのではないかということですよ。運用上で休憩とるなり整理すればいいと。

どうですか、高橋委員。

高橋ミツ子委員 私も反問権を与えるという姿勢については全面否定ではないのです。ただ、反問というのは私の質問に対して向こうが逆質問をしてくるわけでしょう。そのときに答弁ができない場合もありますよね、調べていなかったり、そこまで考えていなかった部分があったりとか。そういうときに困る。それは勉強不足だけではなくて、向こうが出てくるまでわからないわけですから、その辺がつぶしというか、いじめではないけれども、そういうものにならない程度の範囲というのはやっぱり必要ではないかという立場ですので、全面否定ではないです。

松野豊委員長 つまり、この条文でもいいということですね。運用上で整理すればいいと。

竹内主査。

竹内議会事務局主査 気づいた点を少し発表させていただきたいのですけれども、10条の第1項なのですが、これは、「努めるものとする」の努力規定になっておりまして、これ努力規定ではなくて、議会は議会審議における議員と市長等の関係について緊張関係を保持するものとする、義務規定にしないとおかしいということで、ここの訂正を提案したいと思います。

あと、第2項なのですが、「本会議における」と、「本会議」というのが主語に来ておりますので、3項には議長または委員長の許可を得てということで、委員会においてもこれを適用いたしますので、「本会議」の「本」をとりまして、「会議における」という形で第3項と整合したいと思います。

もう一点、3項なのですが、「第2項の目的を達成するため、議員は一問一答方式を広く」となっておりますけれども、これは積極的という形のほうがより具体的な形になるのではないかということで、気づきましたので、訂正いただければと思います。

松野豊委員長 あと、ちょっと訂正の部分で言うと、前後するのですけれども、休憩前にやっていた4条の1項で、「議員は市議会活動を行うため同一理念を共有する政策集団を結成することができる」になっているのですが、現実には、もちろん市議会内では、正式な会派と認められているのは3人以上という規定がありますけれども、実際には、通称ですけれども、通称1人会派と言われる方々もいらっしゃるわけで、そこをどう整理するかというのも一回預かりにさせていただきたい。集団と入れないほうがいいのかなというのがあるのですが、そうすると今度は会派のとらえ方をどうするかとかという整理もありますので、では1人会派も正式会派なのかとかという議論が全体を考えると出てきそうな気もしなくもないので、ここは一回整理させていただくということで引き取らせてください。

以上ですが、時間が来てしまいましたので、今10条まで終わったのですが、29条までであるので、大体3分の1ぐらい終わったというか、章立てで見ると、まだ4章ですから、半分ちょっと手前ですけれども、今ちょうど9時からやって、間15分休憩入れて大体これぐらいのペースなので、多分あと3時間から4時間ぐらいはこの調整にかかるかなと。今日のレジュメの次第の(2)にこのまま入りますけれども、今後のスケジュール、それを全部をやった後に今度前文と目的の案文調整をしなくてはいけないので、時間でいうと多分あと6時間とか7時間とか、8時間ぐらい見ておいたほうがいいかもしれません。

暫時休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午後 零時00分

松野豊委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

今後は、本日の議論の進捗から考えた場合、条文の整理に6時間程度、前文、目的の整理を含めて8時間程度の時間が必要かと考えますので、2回ないし3回の会議が必要と先ほどお話ししましたが、1日通して行うことも考慮しながら日程を決定したいと思いますので、よろしくお願ひします。

田中人実委員。

田中人実委員 1日通して行ったほうが話が見えると思う。さらに、全議員にも説明する必要があると思うが、どのように考えておられるのか。

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 まずは条文整理で委員会の日程調整をお願いしたいと考えますが、全議員への説明会はどのようにしたらよろしいでしょうか。

竹内主査。

竹内議会事務局主査 全員への説明ですが、3月議会の全員協議会で執行部の議案説明がございます

が、そのときに議会からの提出議案としての説明をすればよろしいのではないかなと思いますが。

松野豊委員長 なのですけれども、もしそこで修正とかの意見が出たら、それを修正している時間はありますか。

竹内議会事務局主査 この特別委員会は、会派から皆様代表でご出席いただいておりますので、細かい質問については会派内で整理、集約していただいて、特別委員会の中では会派でどうしても整理出来なかった部分を議論頂き解決していくことが重要であり、せまる議会日程に合わせていくことが原則だと考えます。そういう意味で特別委員会の皆様には、会派内でよくご説明いただきたいと思っております。

松野豊委員長 では、とりあえず今日の時点では1月16日の金曜日10時から5時と、予備日として1月23日の金曜日の10時から17時ということでよろしいですか。全議員への説明会実施は、議案説明会の全協でやるか等々については事務局と一回整理しますので、それでよろしいですか、今後のスケジュールについては。

乾委員。

乾紳一郎委員 この前の報告会の中で、文章化したらホームページにアップしますと一部言っているでしょう。その辺はできるのかなと。

松野豊委員長 ホームページに成文化をどのタイミングで公開するかと。

竹内主査。

竹内議会事務局主査 素案がひとり歩きしては困りますので、「てにをは」は別として特別委員会で確定したものが議会が公式に出せるものだと思っておりますので、そのタイミングになると思っております。

松野豊委員長 今の段取りでいうと全協直後ということですね。

竹内議会事務局主査 はい。

松野豊委員長 その他ございますか。

[発言する者なし]

松野豊委員長 成文化も出ましたので、一たん終了はしますが、会議終了後に、傍聴いただいている方々もいらっしゃいますので、御感想をいただいて終わりたいと思いますが、一たん特別委員会はこれで終了いたします。

閉会 午後 零時10分